

令和 8 (2026) 年度カスタマーハラスメント発生防止に向けた周知啓発業務

公募型プロポーザル

質問と回答

令和 8 (2026) 年 3 月 9 日

栃木県産業労働観光部労働政策課

No.	質問	回答
1	県カスタマーハラスメント条例について本事業以外で年間計画はありますでしょうか？キックオフイベント後の想定がありましたらキックオフイベントの位置づけ選定のために教えてほしいです。	事業者向けのカスタマーハラスメント防止対策支援については、別途業務委託を実施予定です。 参考：令和 8 (2026) 年度カスタマーハラスメント防止対策支援業務 https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/cus-hara_shienn_proposal.html イベントについては、現時点では、令和 8 年度において本委託業務以外に開催する予定はありません。
2	同条例に基づくキャッチコピーなどは選定されていますでしょうか？ またこちらからキャッチコピーの提案を盛り込むことは可能でしょうか？	条例に基づくキャッチコピーは、選定しておりません。 本委託業務を遂行する上で、キャッチコピーの作成が有効と思われる場合、企画提案書により提案してください。
3	キックオフイベントについて イベント自体の時間尺はどの程度を想定すればいいでしょうか？また同イベントで必ず実施しないといけない項目（知事挨拶等）がありましたら教えて下さい。	本委託業務で実施するキックオフイベントは、仕様書 8 (2) に記載のイベントにブース出展し、イベントの開催時間中は終始来場者向けに周知を行うものであり、現時点ではステージへの登壇や知事による挨拶は予定しておりません。本委託業務を遂行する上で、ステージイベントの開催が有効と思われる場合、企画提案書により提案してください。
4	県民の日ステージについて ステージの平面図などは提供いただけますでしょうか？大きさが分かればありがたいです。	ブースの形式及び大きさの想定は、仕様書 8 (2) を確認してください。 ステージ等の状況は、令和 7 (2025) 年度県民の日記念イベントのホームページを参照してください。
5	QR コードについてはどちらへ誘導する形になりま	仕様書 7 (2) イ (ウ) に記載の QR コードの誘導

	すでしょうか？	先は、現時点では同6(3)イ(エ)に示す誘導先のURLと同一のページを想定しています。
--	---------	---